

新型コロナウイルス感染症対策に係る
ワクチン接種実施計画

令和3年2月

上峰町

新型コロナウイルス感染症対策に係るワクチン接種 実施計画

第1 概要

第2 基本的考え方

第3 対象者

1. 対象者について
2. 接種順位
3. 接種対象者数の試算
4. 対象者への連絡

第4 接種体制の構築等

1. 基本的考え方
2. 実施期間
3. 実務体制の確保
4. 接種体制確保について
5. 接種会場
6. 予約受付
7. 予防接種への同意
8. ワクチンの確保
9. 接種費用の支払い
10. 町民への接種勧奨、情報提供、相談受付
11. 健康被害救済の申請受付、給付
12. 接種記録の管理
13. 町民の移動手段の確保
14. その他

第1 概要

新型コロナウイルス感染症に対して、感染拡大を防止し、上峰町に住民票を有する町民（以下、「町民」という。）の生命及び健康を守るため総力を挙げてその対策に取り組みながら、社会経済活動との両立を図っていくことが求められている。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下、「新型コロナワクチン」という。）については、現在、開発が進められており、国の主導的役割、県の広域的視点による市町支援の役割、住民に身近な町の役割と、それぞれの立場・役割に応じて、必要な体制の確保に取り組んでいくこととされている。

今後、有効で安心安全なワクチンが開発され、必要なワクチンを確保できた際には、当該感染症のまん延防止のため、国や県、鳥栖三養基医師会の支援を受けながら、円滑な接種を実施していくことができるよう、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（以下、「予防接種の手引き」という。）など国が示すガイドライン等を踏まえ、住民接種における実施計画の策定等の基本的な考え方、予防接種の対象者、接種体制の構築等について示す。

なお、本計画は、接種体制の状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 基本的考え方

住民接種の実施計画策定にあたり、以下の点に留意すること。

- 1.実際に住民接種が行われる際に、円滑に実施できるよう、鳥栖三養基医師会や医療機関等と十分協議する。
- 2.住民接種の対象者が他の患者から感染を受けることのないよう、接種医療機関及び接種施設、個々の予防接種の時間的余裕について、十分配慮を行う。
- 3.原則、住民票所在地の市町村に所在する医療機関等で接種を受けることとしているが、医療機関等における3つの密や感染者との接触を回避するため町が設置する集団接種会場の運用なども含めて計画する。
- 4.新型コロナウイルス感染症の診療や通常の診療に過度な悪影響が生じないよう、必要な医療体制を維持する。

第3 対象者

1. 対象者の範囲

- (1) 原則として上峰町の区域内において、住民基本台帳に記録されている者を対象として行うものとする。

- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づきいわゆる薬事承認において接種の適応とならない者は接種の対象から除外される。
- (3) 新型コロナワクチンの接種日に、戸籍又は住民票に記載のない者その他の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると町長が認めるものについても、当該者の同意を得たうえで接種を実施することができる。やむを得ない事情については、別に定めるものとする。

2. 接種順位

新型コロナワクチンの接種は、当面、確保されるワクチンの量に限りがあるため、予防接種の手引きに示す接種順位と接種の時期に応じて接種を行う。接種の順位は以下のとおり。ただし、町が接種体制を調整する対象者は、高齢者以下の順位の者とする。

- 1 医療従事者等
- 2 高齢者
- 3 基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、60～64歳の者
- 4 上記以外の者

3. 接種対象者数の試算

接種対象者数の算定は以下のとおり。総人口は令和3年1月1日現在、9,663人として算出。

医療従事者等	総人口の3%	290人
高齢者	令和2年住民基本台帳年齢階級別人口の65歳以上の者の合計	2,512人
基礎疾患を有する者	総人口の6.3%	609人
高齢者施設等の従事者	総人口の1.5%	145人
60～64歳の者	令和2年住民基本台帳年齢階級別人口の60～64歳の者の合計	525人
上記以外の者	総人口から高齢者、医療従事者等、基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、60～64歳の者を除いた人数	4,082人
上記以外の者	15歳以下の者	1,500人
合計		9,663人

※このほか、一定の要件を満たす場合、町内に住所を有しない方が接種することもできる。

4. 対象者への連絡

接種順位に従い、次の2段階に分けて接種の通知を行う。

- 1 高齢者
- 2 高齢者以外の者

ただし、新型コロナワクチンの供給量に応じてさらに細分化する可能性がある。

第4 接種体制の構築等

1. 基本的考え方

町は、医療機関及び鳥栖三養基地区医師会等と連携し、町民に対する円滑な新型コロナワクチン接種を実施するため、全庁的な必要な体制を整え、町民の安心安全に資する。

2. 実施期間

予防接種の手引きに示す期間とする。

3. 実務体制の確保

接種までの準備にあたっては、平時の予防接種業務の業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、業務継続計画の発動を視野に部門を超えた組織的な実施体制の確保を行う。

また、担当部門では新型コロナワクチンの接種を実施するために必要な業務を洗い出し、必要な人員数の想定、人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明、業務継続が可能なシフトの作成など、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。

なお、封入作業や会場設営、予約受付など外部委託できる業務は積極的に行い、業務負担の軽減も検討していく。

4. 接種体制確保について

新型コロナワクチン接種にあたっては、医療機関の協力が不可欠であるため、鳥栖三養基医師会及び町内医療機関と協議を行う。また、集団接種の折には、多くの医療従事者等が必要になると見込まれることから、鳥栖三養基医師会及び町内医療機関と協力して実施する。

なお、高齢者施設入所者や在宅の要介護者等が接種を行う場合は、別途個別に体制確保を検討する。

5. 接種会場

接種会場は、町内医療機関等で運営する個別接種会場と、医療機関以外の会場で町が設置する集団接種会場とする。なお、これによることができない場合は、別途接種場所を確保する場合がある。

(1) 町内医療機関等

町内医療機関等とは、町内の医療機関のうち、集合契約に参加し、接種医となっている医療機関とする。接種に必要な物品等は、医療機関が準備するものとする。

(2) 集団接種会場

集団接種会場とは、町が医療機関以外の会場で集団接種を行うために設置する会場とし、接種会場の設置場所や施設については、鳥栖三養基医師会や町内医療機関と協議を行い、公共施設を確保し、新型コロナワクチンを保管できる冷蔵設備を設置すること。

接種会場の設営は、外部委託し、業務の負担を軽減するほか、受付から退出までの動線を考慮した設営を行うこと。接種会場の運営は、町が直接運営する。

6. 予約受付

町民が町内の医療機関及び集団接種会場で接種を行う際は、接種を行う医療従事者等と事前に日時、接種人数を協議し、予約専用窓口で一括して予約を受け付ける。

受付の際には、新型コロナワクチンの特性に応じ、無駄なく利用できるように、1日1か所あたりの接種人数を可能な限り多くするよう配慮する。

7. 予防接種への同意

(1) 予診票

予診票については、国が示す様式を使用する。また、予診票は接種場所となる医療機関や接種会場に設置するものとする。

(2) 接種不相当者及び予防接種要注意者

予診の結果、異常が認められ、予防接種を受けることが適当でない者又はそれに該当する疑いのある者と判断される者に対しては、当日は接種を行わない。また、予防接種の判断を行うに際して注意を要する者については、慎重に予防接種の適否を判断するとともに、説明に基づく同意を確実に得ること。

(3) 接種後副反応等に関する説明及び同意

予診の際は、予防接種の有効性・安全性、予防接種後に通常起こり得る副反応やまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、接種の対象者又はその保護者がその内容を理解し得るよう適切な説明を行った上で、予防接種の実施に関して文書により同意を得た場合に限り行うものとする。

(4) 16歳未満の予防接種等

医療機関及び接種会場における新型コロナワクチンの接種については、原則、保護者の同伴が必要であることとし、同意等については予防接種の手引きに基づき取り扱うものとする。

8. ワクチンの確保

町は、県から割り当てられた新型コロナワクチンを町内医療機関及び集団接種会場に割り当てる。また、冷凍ワクチンを町内医療機関、集団接種会場に冷蔵移送を行う際は、専用の保冷バッグ等を使用して、町が責任をもって移送する。

9. 接種費用の支払い

町民が町内医療機関及び集団接種会場で接種した場合は、町が直接支払いを行う。

町民が住民票所在地外に所在する医療機関等で予診や接種を受けた場合は、佐賀県国民健康保険連合会より請求を受け、支払う。

ただし、別途、支払い方法を定めた場合は、この限りではない。

10. 町民への情報提供、相談受付

町は、町民に対して新型コロナワクチン接種に関する接種対象、接種期間、接種場所

などの情報を積極的に提供するとともに、相談受付窓口を設置する。

ただし、専門的な相談対応は県が担うことから、県と連携して対応する。

11. 健康被害救済の申請受付、給付

新型コロナワクチンの接種を受けたことによると考えられる健康被害が生じた場合、健康被害救済給付の申請を受け、国が接種による健康被害と認定したときは、救済給付を行う。

12. 接種記録の管理

町は、新型コロナワクチンの接種の対象者について、あらかじめ住民基本台帳その他の法令に基づく適法な居住の事実を証する資料等に基づき、予防接種台帳を作成し、予防接種法施行令第6条の2や文書管理規定等に従い、少なくとも5年間は適正に管理・保存する。

13. 町民の移動手段の確保

町は、新型コロナワクチン接種の対象者について、医療機関や集団接種会場への移動手段の確保のため、上峰町地域公共交通活性化協議会と連携し、移動手段を確保するものとする。

14. その他

本計画に定めのないものは、都度、担当部門、庁内、鳥栖三養基医師会、町内医療機関と協議を行い、決定するものとする。